

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年9月まで

昭和50年6月に市役所で転入届を提出した際、窓口で強制的に同年4月に遡って国民年金被保険者の加入資格が得られるように手続が行われ、年金手帳の交付を受けた。国民年金保険料は、同年4月から同年6月までの3か月分は市役所で納付し、その後は、送付された納付書に従って郵便貯金から引き出して、市役所に出向き、渡米直前の同年9月まで納付した。

年金事務所からの回答によると、「一部期間については納付していたが、その後取消しがあり還付したので国民年金加入期間及び保険料納付期間が無い。」とのことだが、還付についての記憶は全くない。

申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和50年6月に市役所で転入届を提出した際、強制的に同年4月に遡って国民年金に加入、年金手帳の交付とともに、保険料の納付要請を受けた。」と述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年7月4日に払い出されており、当該手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日及び申立人が所持している年金手帳の記載状況から、実際の加入手続は同年6月6日に行われ、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年4月1日に遡って、国民年金の強制被保険者資格を取得したものと推認される。

また、国民年金被保険者台帳によると、申立期間のうち、昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料は納付されていたものの、同年9月16日に被保険者資格が取り消されたため、当該期間の保険料が還付されたことが確

認できる。

しかしながら、申立人は、i) 婚姻後も日本国籍を有していることが戸籍謄本により確認できること、ii) 昭和50年10月22日に出国したことが申立人から提出された法務省入国管理局の日本人出帰国記録及びパスポートにより確認できること、iii) 申立期間は被用者年金の被保険者でなかったことがオンライン記録により確認できることから、本来、申立期間は国民年金の強制加入被保険者となるべき期間である上、A年金事務所は、本来は出国の翌日に資格喪失すべきであったとしていることを踏まえると、被保険者資格を取り消す合理的な理由は見当たらず、事実と異なる資格取消処理により、納付された同年4月から同年6月までの保険料が誤って還付処理されたことが認められることから、当該期間については、保険料納付済期間とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和50年7月から同年9月までについては、申立人は、「送付されてきた納付書に従って郵便貯金から引き出し、徒歩で市役所に出向き納付した。」と述べているところ、B市は、年度途中の加入者には、翌年3月分までの手書きの現年度納付書を発行していたとしており、直前の同年4月から同年6月までの保険料は納付済みであるとともに、前述のとおり、申立期間当時、行政側の事務処理が適切に行われていなかった状況を踏まえると、申立人が当該期間の保険料についても納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

私は、A社でB業務に従事し、昭和48年12月31日まで忙しく勤務していたが、退職月である同年12月が厚生年金保険の被保険者期間とされていない。

給与計算書からは、昭和48年12月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与計算書及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社に昭和48年12月31日まで勤務し、同年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与計算書で確認できる保険料控除額から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを誤って48年12月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から同年10月まで

学生も国民年金を納付しなければならないと役場から通知が送られてきたので、私が20歳になった平成5年\*月頃、母が加入手続を行ってくれた。国民年金保険料は納付書に従い、母が一括で納付してくれた。同時期に国民年金に加入していた姉は納付済みとなっているのに、私は未納とされている。納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成5年\*月頃に母が国民年金の加入手続を行ってくれた。」と述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は7年7月12日に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人はこの頃に加入手続を行ったと推認され、申立人の主張とは一致しない。

また、申立人は国民年金手帳記号番号が払い出された直後の平成7年7月18日に同年4月から8年3月までの期間の現年度保険料を一括納付しているところ、この時点において過年度納付が可能であった申立期間の保険料を同時期に納付した形跡はうかがえない。

さらに、平成7年12月12日付けで申立人に過年度保険料の納付書が作成されており、当該納付書で申立期間に続く5年11月から7年3月までの期間の過年度保険料を同年12月14日に一括納付したことがオンライン記録及び領収済通知書により確認できるところ、申立期間については確認できず、当該納付日において申立期間の保険料は時効により納付することができない。

加えて、申立期間の保険料が納付済みとなっている申立人の姉は、申立期間の保険料を平成5年6月及び同年7月分は同年6月29日に、同年8月及

び同年9月分は同年9月6日に現年度納付したことがオンライン記録により確認でき、申立人の姉が納付済みであることをもって直ちに申立人の申立期間に係る保険料納付があったとは言い難い。

このほか、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付等は母親が行ったと述べており関与しておらず、複数の読み方による氏名検索、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査及び国民年金手帳記号番号払出簿の現認調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から50年9月までの期間及び同年10月から53年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年5月から50年9月まで  
② 昭和50年10月から53年7月まで

私の年金記録を確認すると、申立期間が納付済みと記録されていない。しかし、申立期間については、A町（現在は、B市）に居住していた義母が、C市に居住していた私に代わり、A町で納付してくれたと聞いているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について「A町に居住していた義母が、C市に居住していた私に代わり、A町で納付してくれたと聞いている。」と述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号がC市において払い出された昭和53年9月は、第3回特例納付制度の実施期間中であること、及び申立人の申立期間①に係る被保険者資格は、強制加入被保険者と記録されていることから、当該期間に係る保険料を納付することは可能である。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年当時、特例納付する際に必要となる納付書は、原則として被保険者の住民登録がされている市町村を管轄する社会保険事務所（当時）においてのみ交付することが可能であったことから、A町において申立人の義母が、C市に住民登録されている申立人の申立期間①に係る納付書を入手することは困難である上、申立人及びその夫には、同市を管轄していた社会保険事務所において、申立期間①に係る納付書を交付された記憶がない。

また、申立期間②について申立人は、申立期間①と同様に義母が納付したと述べているが、オンライン記録によると申立期間②は、未加入期間と記録

されていることから保険料を納付することはできず、これは申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金の記録とも符合している。

さらに、複数の読み方による氏名検索及び昭和45年3月から50年12月までの期間について、A町に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらず、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の保険料納付について関与しておらず、国民年金保険料を納付したとする申立人の義母は死亡しており、申立人の国民年金の保険料納付状況等が不明である。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 1400

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 21 日から 52 年 5 月 31 日まで

私は、昭和 47 年 3 月に A 社に正社員として入社し、同社を退職するまで厚生年金保険に加入していた。

この度、A 社の退職証明書が見付かり、これにより私が昭和 52 年 5 月 30 日まで同社に在籍していたことが明らかになったが、現在の厚生年金保険の記録では 50 年 8 月 21 日に被保険者資格を喪失しており、なぜ勤務の途中で被保険者記録が途切れてしまっているのか不思議に思う。

在職期間の途中で厚生年金保険の資格を喪失させる事情もなかったのに、A 社における資格喪失日の記録を退職証明書の記録に合わせて訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社が昭和 53 年 1 月 11 日付けで発行した退職証明書によると、同社における申立人の退職日は、52 年 5 月 30 日となっていることが確認できるものの、雇用保険の記録によると、申立人の同社における離職年月日は、オンライン記録における厚生年金保険の被保険者資格喪失日の前日の 50 年 8 月 20 日となっており、オンライン記録と一致している。

また、A 社には、当時の資料が保管されていないことから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び保険料控除等について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた複数の同僚のうち、雇用保険の記録が確認できた 5 人について、当該 5 人全員の離職年月日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日の前日であり、オンライン記録と一致している上、当該 5 人のうち申立人が自身より後に退職したとして名前を挙げた同僚の被保険者資格喪失日は、申立期間中の昭和 51 年 3 月 21 日であることから、申立人の主張

する退職日とは一致しない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月 16 日から同年 5 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から 53 年 5 月 25 日までの期間については、申立事業所とは別の事業所において厚生年金保険の被保険者となっている上、当該期間を除く申立期間については国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付していることが確認でき、同様の国民年金に係る記録が B 市における国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する年金手帳において確認することができる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。